

マウンテンバイク強化／強化育成指定選考基準

平成28年 4月 13日
公益財団法人日本自転車競技連盟

強化指定選手は以下の基準を基にマウンテンバイク小委員会が候補を選考し、選手強化委員会・選手強化本部会上申する。

1 共通基準

- (1) 本連盟に登録された日本国籍を有する競技者。
- (2) 日本代表としてふさわしい言動・態度を備えている者。
- (3) 本連盟強化事業への参加と本連盟強化の方針や指示に従う事を承諾した者。

2 選考基準

毎暦年1月1日から同年12月31日を指定期間とし、下記基準により選考し本連盟所定の書類の提出をもって決定する。

- (1) 強化指定選手の選考(UCIエリート、ジュニア)

次の成績を優先して選考する。

- a : UCI国際個人ランキングポイント上位者。(毎年12月31日終了後のランク)
- b : 全日本選手権大会優勝者。(各選考直近大会)
- c : 公認全国大会成績上位者。
- d : マウンテンバイク小委員会推薦者。

エンデュランス(クロスカンントリー系) : 男子10名程度、女子5名程度

グラビティ(ダウンヒル系) : 男子10名程度、女子5名程度

他種目系 : 男女5名程度

ユース競技者 : 男女5名程度(ユース競技者は強化コーチ等の推薦による)

* 最大40名

* 各競技大会、合宿等の成績により途中指定選手の変更を行うことがある。

- (2) 毎年、全日本選手権大会終了時および年間ナショナルランキング確定時に再構成を行う。
- (3) 指定を辞退する競技者がいた場合、また、いかなる時点でも、前述の選考基準と同等の成績を有したと判断された競技者はマウンテンバイク小委員会が追加推薦する。
- (4) 指定を受けようとする競技者は本連盟所定の申請書等を提出しなければならない。

3 選考除外および指定解除

以下の選手は強化指定を解除する。

- (1) 競技活動を辞めたと見なされる者（練習不足で期待された競技力を維持出来ない場合を含む）
- (2) アンチドーピング規定に従わない者
- (3) 本連盟強化活動に対し理由なき不参加や連絡が無い等、強化指定選手として参加態度が不適格と見なされる者
- (4) 本連盟強化の方針や指示に従わない等、チーム行動に対し不適格と見なされる者
- (5) 代表選手として不適格な言動・態度が認められる者
- (6) 提出した誓約書の内容を順守しない者
- (7) 各事業における自己負担金を納入しない者、または未納がある者

以上